

## 安心対応サポート室運営等業務委託採点基準表 (第一次審査)

## 一次審査(書類審査)

1 基本事項の評価（事務局採点）		劣 ← 普通 → 優					評価係数	事務局採点	点数	満点
		1	2	3	4	5				
(1) 業務従事予定者の実績		責任者(又は主たる従事者)を含む業務従事予定者は、本業務を実施するにあたって必要な経験やノウハウ、能力を有しているか。 (事務局が客観的視点により採点) ～3pt 6点／4～6pt 12点／7～9pt 18点／10～14pt 24点／15～20pt 30点  ①責任者(又は主たる従事者)の実務経験年数(ア及びイ両方に該当がある場合は、ポイントの高い方を採用) ア 警察官(警察法施行令別表第一における「刑事部」又は「生活安全部」に相当する部門)の従事年数 1～5年 2pt／6～10年 6pt／10～15年 8pt／15年以上 10pt イ 警察官(上記以外の部門)、その他 1～5年 1pt／6～10年 3pt／10～15年 4pt／15年以上 5pt ②責任者以外の業務従事者の実務経験年数(ア及びイ両方に該当がある場合は、ポイントの高い方を採用。従事予定者が複数人いる場合は、平均値による(小数点以下四捨五入)) ア 警察官(警察法施行令別表第一における「刑事部」又は「生活安全部」に相当する部門)の従事年数 1～5年 2pt／6～10年 6pt／10～15年 8pt／15年以上 10pt イ 警察官(上記以外の部門)、その他 1～5年 1pt／6～10年 3pt／10～15年 4pt／15年以上 5pt	事務局採点					×6	0	30
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
(1) 実施体制について【様式6】		1	2	3	4	5				
ア 具体的な職員配置	カスハラ対策について必要な知識、技能及び経験等を有する業務従事予定者の配置が的確で、業務全体を適切に管理でき、緊急時にも対応できる体制となっているか。						×7		0	35
イ 多様な人材等の活用・連携	業務目的のより効果的な達成に向け、困難事案の対応時等における自社内外の多様な人材等の積極的な活用・連携や関係団体(警察署等)との連携が図られているか。						×7		0	35
(2) 窓口等における職員支援について【様式7】										
ア 窓口同席時における職員支援	カスハラ窓口の対応に同席した場合、具体的・効果的な職員支援の方法が提案されているか。						×7		0	35
イ 現場対応同行時における職員支援	区役所外での現場対応に同行した場合、具体的・効果的な職員支援の方法が提案されているか。						×7		0	35
(3) マニュアルの充実及び研修の実施について【様式8】										
ア 効果的なマニュアルへの見直し支援	職員が現場でより有効に活用できるよう、マニュアルの充実、見直しに向けた工夫が提案されているか。						×5		0	25
イ 効果的な研修の実施	職員が現場で自信をもってカスハラ等の対応ができるような実践的な研修の実施計画が提案されているか。						×6		0	30
3 見積額の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	満点
(1) 見積価額	・参考事業規模(※)に対する見積額は、事業提案内容に照らして適正・妥当か。 ※1,650,000円(税込)の範囲で想定する実施体制等 ・実務経験年数が豊富(警察官として刑事部門又は生活安全部門における従事年数が10年以上)な責任者(又は主たる従事者)が従事している。 ・責任者の他にも、警察官としての職務従事経験がある従事予定者が2～3名程度確保されている。(同時勤務の有無を問わない。) ・職員に対する研修が月1回以上実施される。						×5		0	25

<p><b>加点項目</b> ア～オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5%（小数点以下切上げ）を一次評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点(150点)の5%(小数点以下切上げ)は8点なので、最大40点（8点×5項目）加点されます。</p>	<p>事務局採点配点の満点 (30点×5委員分) 150点</p>	<p>加点項目の満点 (8点×5項目) 40点</p>
<p><b>ア 区内事業者優遇</b> 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点</p> <p><b>イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価</b> 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点</p> <p><b>ウ 障害者雇用の評価</b> 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点</p> <p><b>エ 環境配慮に対する評価</b> ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点</p> <p><b>オ 災害協定活動に対する評価</b> 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点</p>		

## 講評等（ポイントとなった事項など）